

令和2年3月19日

各部長の長 殿

本部事務機構各部（室長） 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

海外渡航中止要請の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地での感染拡大に伴う海外渡航中止要請については、令和2年3月16日付け「海外渡航の中止の要請」をもって通知したところですが、世界的に急速に拡大する状況から、3月18日には外務省より全世界を対象に感染症危険情報レベル1が発出されました。

このような状況に鑑み、本学では上記通知を一層徹底し、当分の間、国・地域を問わず所属構成員の不要不急の海外渡航は中止するよう強く要請します。

なお、やむを得ない理由により海外渡航が必要な場合には、部局長への相談に加えて、事前に当職まで相談願います。

また、学生の海外渡航についても、上記同様の取扱いをお願いします。

本件連絡先 総務企画部総務課長 門脇（理事（人事労務・環境安全・施設担当）窓口）

内線 91-4803

E-mail: gen-som@grp.tohoku.ac.jp